

元消安第3680号
令和元年12月4日

農業資材審議会長 松井 徹 殿

農林水産大臣 江藤



馬用飼料の基準及び規格の設定について（諮問）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく飼料の製造の方法等の基準及び成分規格の設定に係る下記の事項について、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

- 1 馬用飼料に含まれる農薬に係る成分規格を設定すること。
- 2 馬用飼料に用いてはならない飼料添加物に係る製造の方法の基準等
を設定すること。
- 3 馬用飼料に含むことができる動物由来たん白質又は動物由来たん白質
を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を設定すること。
- 4 馬用飼料に含むことができる動物性油脂又は動物性油脂を原料とする
飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を設定すること。